PC版(平成27年度税制改正対応) 新・相続対策マスター

ご利用の手引き



株式会社シャフト PM-16-0224

はじめに

PC版 新・相続対策マスター(以下本ソフト)をご利用にあたり下記についてあらかじめ承諾をいただいた上で本ソフトを利用いただくものとします。

インストール手順に関しましては、本ソフトのパッケージ内に同封されています「はじめに」を参照の上、 インストールを行ってください。

- ・本ソフトの計算結果はあくまでも概算です。したがって実際の税額等を保証するものでは ありません。詳しくは税理士等の専門家にご相談ください。
- ・本ソフトに起因して利用者及びその他第三者に損害が発生しても、株式会社シャフト及び本ソフトの 監修者は一切の責任を負いません。

株式会社シャフト 〒531-0071 大阪市北区中津1-2-18 ミノヤビル7階 http://www.shaft-creations.com

FP塾 http://www.fp-school.com

目次

はじめに	1
概要	2
シリアル認証 および ユーザー登録	3
シミュレーション(入力)手順	4
ステップ1. 基本情報の入力	5
ステップ2. 被相続人の家族構成図と相続人の選択	8
ステップ3. 相続財産の一覧	9
ステップ4. 相続財産の分割情報	10
ステップ5. 各人の相続税額および財産をすべて残すための生命保険金額 ――	11
印刷	15
印刷結果例	18
データ保存とデータ読込み	21
単位設定	22
入力情報のクリア	23

概要

本ソフトは「相続における必要な資金(=生命保険の準備額)の概算」を試算することができます。

- •相続人一人ひとりの納税資金の概算を計算します。
- そのための換金性資産は足りるのか? 納税資金の不足分はいくらかを計算します。
- ・相続人ごとの財産を全額守るために、それぞれ個々にいくらの生命保険金が必要なのか?を 試算することができます(相続財産完全防衛額を相続人ごとに算出できるのは業界初!)。
- ・遺産分割において、相続人個々の遺留分侵害額を計算します。
- 自社株の納税猶予制度を活用した場合、納税猶予額の計算と猶予後の相続税額を試算します。
- 「持分あり社団医療法人」において、納税猶予制度を適用するか否かにより、出資評価額を相
 続財産に加えるかどうかが決められます。
- ・二次相続対策として配偶者の引き継いだ相続財産に、配偶者自ら所有する財産(小規模宅地等の課税価格の特例が使えない場合には差額分も含めて)を入力して二次相続税額を計算します。
- ・配偶者が今後生活していく上で、遺族の生活資金がいくら不足しているのか?を計算します。

大きな特徴として、顧客と対話しながら簡単に入力ができ、上記の結果を求めることができるように なっています。

特に財産分割については、顧客の希望を聞きながら何度でも「誰にいくら財産を分割するのか」を シミュレーションすることができます。

PC版(平成27年度税制改正対応)新・相続対策マスターの特徴

- ◎対話式だから入力が簡単
- ◎プリントアウト機能搭載
- ◎四世代にわたる家族構成図の中で、法定相続人と相続分の特定
- ◎シンプルかつビジュアルで非常に分かりやすい
- ◎被相続人の希望による財産分けが繰り返し可能
- ◎個々の財産完全防衛額(生命保険準備額)を表示
- ◎万円・千円の単位切り替えができ、保険会社・銀行・税理士等すべてに対応
- ◎簡易な二次相続税額の算出が可能
- ◎簡易な生前贈与シミュレーションによる税額の比較を表示

◎先妻・先妻の子および非嫡出子も家族構成図に表示

◎医療法人の納税猶予制度の適用・非適用を選択

<u>動作環境</u>

◎対応OS … Microsoft Windows 10 Windows 8 • Windows 7 • Windows Vista ◎画面解像度 … 1024 × 768 px 以上

シリアル認証 および ユーザー登録

● インストール直後表示(シリアル認証画面)



● エラー例

シリアルナンバーをお確かめください。	入力したシリアルナンバーが間違っています。 入力時の入力モードをお確かめください。(半角英数、大文字)
既に登録されているシリアルナンバーです。	入力したシリアルナンバーが既に使用台数に達していませんか?
認証状態の保存でエラーが発生しました。	パソコンに認証情報を保存できていない可能性があります。 (アカウントの権限を管理者にする事により回避出来る場合があります。 → 管理者権限を確認の上、ご連絡ください。)
エラー:インターネットからの応答がありません。	インターネットにはつながれていますか? なんらかの理由でサーバーからの応答がない。 (セキュリティソフトやユーザアカウントの権限等には問題はありませんか?)

● シリアル認証後、トップ画面が表示されますので、ユーザー登録をお願いいたします。

			尚、登録がない場合に	まこれらのサポートをお受けできないことご -	了承ください。
			※日北北辺須項目です。	•	
新机条	対策マスター	_	名則※		
			会社名		
	董修:根理工 小田登X	3.0	郵便番号※		
【ご利用にあたっての注意】			都道府県※ 選択	そしてください │▼	
来このご案内に記載の幣償は、活得上 派このご案内告もって専門派の地震に 派このご案内告もって専門派の地震に 派このご案内は、2015年7月1日現代 別また、報算による自安ですので、金額	または後務上の時間ではありません。 代えることはできません。 の教師がよび標準に基づいており、今後、制意内容が原更される場合がありま 等を保護することはできません。個別の試算は必ず発揮士等にご相談ください。	ан. Х	」 住所※		
※このソフトでは、「相談巻 【例:実子1名・哲子2名の	NIE上の決定部級人」と「然法上の法定相級人」が一般しない場合 NIE合など」にはシミュレーションすることができません。		🧯 電話番号(ハイフン)	なし〉	
	irialirai -Mit		電子メールアドレス	*	
		2.1	▶	こちらのメールアドレス宛にご案内	疹お送りいたします。
のご案内に記載の情報は、法律上または特殊上の向きでは参見させん このご案内は、2015年7月1日現在の最新れた25情報に基づいており、 とい、戦闘によら日安ですので、全領等が発起することはできません。頓	い、ドニウムご案内地もって専門家の映画に代えることはできません。 今後、東境内容が実置される場合が多月ます。 300年前日本が平和晴士報にご確認がさみ。」				登録
					後で登録する
オズはごみはっ。	ー ニー ニー ニー ニー	「司桂恕とご安」	ロキサイントナ	だきます	
社ではこ笠球工		`記旧報をこ系	NGECUIE	にさまり。	

シミュレーション(入力)手順

本ソフトは2つの大きなステージから成り立っています。

- 1. 被相続人の家族構成(家族以外も含む)を入力することから、法定相続人を自動判別、法定相続 分を自動計算します。
- 2. 財産一覧への入力と、それぞれの相続人への分割額を決めることにより、各相続人の相続税額等 を概算計算します。

また、相続税の関連資金(※)も同時に計算されます。

※遺族の生活資金計算。遺産分割対策資金(遺留分侵害額)の計算。二次相続税額の簡易計算。 生前贈与(暦年贈与)した場合の税額比較簡易シミュレーション。自社株の納税猶予額の計算。 持分あり医療法人の納税猶予の適用の有無の判断。

く手順>

ステップ1. 基本情報の入力

配偶者の有無や子どもの人数、養子、親族以外の人などを質問形式で入力します。

ステップ2. 被相続人の家族構成図と相続人の選択

ステップ1で入力した基本情報に基づき、家族構成図が表示されます。 また、この画面では、法定相続人以外で財産を相続させたい人を選択(クリック)することができます。 選択すると表示の一部がオレンジ色に変わり、その人が財産分割画面に追加されます。

ステップ3. 相続財産の一覧

相続対象となる被相続人の財産を、土地・建物や自社株等の種類ごとに入力します。 なお、自社株・死亡退職金・生命保険金については専用の入力画面を用意しています。

ステップ4. 相続財産の分割情報

ステップ2で決定した相続人に、ステップ3で入力した財産をそれぞれに分割して入力します。 誰に、いくら渡すのかは自由に設定できます。一つの財産を複数の相続人に分割もできます。 (死亡退職金・生命保険金については受取人を選択後に決定してください)

ステップ5. 各人の相続税額および財産をすべて残すための生命保険金額

ステップ4で入力した分割情報に基づき、各人の相続税額が表示されます。 同時に、相続税を支払うための資金(納税不足分および財産完全防衛額)も表示されます。 また、ここから遺留分の侵害額、相続税の納税猶予、配偶者の遺族生活資金の不足額の各画面 に移動することや、生前贈与による税額比較、二次相続の簡易計算もできます。

ステップ1-1. 基本情報の入力

ここでは被相続人の家族構成を続柄ごとに質問形式で答えていくことにより入力します。 各画面に表示される質問の内容を確認し、該当する項目を選択・入力してください。



質問の内容は家族構成によって異なります。

【配偶者の遺族生活資金の不足額を求めたい場合】

「はい」をクリックし、配偶者の生年月日と月間希望生活費を入力します。

平成27年度积制改正对应版	_		トップ	🍰 データ読込み	📄 データ保存	<u>⊜</u> ∂U7	🔅 単位:
基本情報の入力							
	配偶者は	いますか?					
	⊙いる ○し	ヽた(死別・離別) ○ い	ない(未婚)		- 11	
	あなたは	初婚ですから	7				
				古城体ナム	×+>)		
_	⊙ 120°(19]9	値)○いいえ(中	子相、丹	円帽守で日	4U)		
	配偶者の遺族生活	活資金の過不足を求	めますか	?			
	⊙ はい ○ いいえ	٤					
	生年月日	1945年(昭和204	年) •	1月 🕴 1	8 🔹		
	月間希望生活費	0 万円					
					次の質問		
※二のご案内に記載の情報11法	オトキたけ指弦上の助言ではあい	キサム、※二のご実内をもって	ലംം	1-代えることけできま	₩4	_	
※このご案内は 2015年7日1日	現在の利利おとび時間に共同して	おり合後、創度内容が変更な	わた場合形力	ultat	C700		

ステップ1-2

基本情報の入力	
	配偶者はいますか?
	⊙ いる ○ いた(死別・離別) ○ いない(未婚)
	あなたは初婚ですか?
	○ はい (初婚) ⊙ いいえ (再婚、再再婚等を含む)
	配果老の遺施生活資金の過不足を求めますか?
	● はい ○ いいえ
	生年月日 1950年(昭和25年) ▼ 10月 ▼ 26日 ▼
	月間希望生活費 50 万 基本情報の入力
	先妻(先夫)など先の配偶者との間に子どもはいますか?
	「「「「「「」」」の目に同己しの目に「ここのはいより」」、「「「」」の目に同己しの目に「ここのはいより」、「「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、
	\odot いる(死別・廃除・欠格を含む) \bigcirc いない
	同年者にない。 同年者になって、 同年者になって、 一名の 一名の 一名の 一名の 一名の 一名の 一名の 一名の
	101月日、大学にひょうなたが男性の場合は認知していること)
	\odot いる(死別・廃除・欠格を含む) \bigcirc いない 「いる」場合のその人数 1 人
本情報の入力	
	子どもの生死と孫の人数
	死別・廃除・欠格の子はチェックをはずしてください
	先妻(先夫)等との子
	子1の生存 図 孫(子1の子)の人数 2 人
	子2の生存 🗆 孫(子2の子)の人数 1 人
	現在の配偶者との子
	子3の生存 🗆 孫(子3の子)の人数 0 人
	子4の生存 図 孫(子4の子)の人数 0人 人
	■ 基本情報の入力
前	
	○ いろ(孫義子会な) ○ いたい(び別を会な)
	「いる」場合のその人数 1 人

ステップ1-3



ステップ2-1. 被相続人の家族構成図と相続人の選択

ステップ1で入力した基本情報に基づき、家族構成図が表示されます。



ステップ3. 相続財産の一覧

ここでは被相続人の財産を相続税評価額で入力します。

財産額は種別ごとに財産の評価額欄に直接入力します。自社株(出資評価額)・死亡退職金・生命保 険金についてはそれぞれ専用の入力画面を用意しています。

● 相続財産の一覧



ステップ4. 相続財産の分割情報

ステップ3で入力した財産を、それぞれの相続人の分割額に応じて入力します。

入力する際、各財産項目ごとに表示される評価額(相続財産の一覧で入力した金額)と、分割入力した 金額の合計額が一致するように入力します(一致しない場合は、エラーメッセージが表示されます)。

なお、死亡退職金と生命保険金額については、受取人を既に入力(決定)しています(ステップ3で入力 済み)ので、あらかじめその評価額が表示されます。

※評価額は、入力金額ではなく、非課税金額(500万円×法定相続人数)控除後の金額が表示されます。

平成27年度税制改正対応版				🗅 トップ 🛛 📩 デー	- タ読込み 🛛 🔡 デ	"ータ保存 🛛 🤤 クリ	ア 🔹 単位設定
相続財産の分割情報	7	↓印は法定相続人です。	,				
財産の種類	評価額:万円	★配偶者	★ 子1	★ 子4	★ 子5	★孫3(孫	その他1
自宅用の土地・建物	3,000	3,000	0	0	0	0	0
事業用の土地・建物	12,000	0	0	12,000	0	0	0
その他の土地・建物	0	0	0	0	0	0	0
自社株(出資評価額)	32,000	0	32,000	0	0	0	0
上場株式·有価証券	4,000	0	0	0	0	4,000	0
預貯金	10,000	0	5,000	1,000	2,000	1,500	500
死亡退職金	5,500	5,500	0	0	0	0	0
生命保険金	1,500	1,500	0	0	0	0	0
自社法人への貸付金	0	0	0	0	0	0	0
その他の財産	0	0	0	0	0	0	0
▲借入金等	0	0	0	0	0	0	0
合計(課税金額)	68,000	10,000	37,000	13,000	2,000	5,500	500
財産情報へ戻る							計算結果へ
※このご案内に記載の情報は、法 ※このご案内は、2015年7月1日	律上または税務上の助言 現在の税制および情報!	言ではありません。※こ こ基づいており、今後、#	のご案内をもって専 制度内容が変更され	門家の助言に代える。 る場合があります。	ことはできません。		
※また、概算による目安ですので、	金額等を保証することは	できません。個別の試	算は必ず税理士等に	こご相談ください。			

相続人が7人以上の場合は画面右上に表示されるボタンで、相続人の表示を切り替えてください。 7人以上の場合は、各財産の合計額に注意してください。

	🖨 単位設定	-タ保存 🛛 🤤 クリフ	タ読込み 🛛 🔚 デ
切り替えボタン			
	続 <mark>人を表示します。</mark>	★子4 次の	★子3
	0	0	0
	0	0	0

ステップ5-1. 各人の相続税額および財産をすべて残すための生命保険金額

これまで入力した基本情報、財産、各相続人の課税金額から各人の相続税のシミュレーション結果を 表示します。

, 0 ← 解説アイコン

この画面から、遺留分の侵害額、相続税の納税猶予、配偶者の遺族生活資金の不足額の各画面に移動することや、生前贈与による税額比較、二次相続の簡易計算もできます。

平成27年度税制改正対点	な版				トップ 🔡 デー:	タ読込み 🔡 デ	ータ保存 🛛 🥥 クリア	🍄 単位設定	
各人の相続税額	および則	İ産を全て残す ;	ための生命保険	食金額 ★印は法					
		合計額: 万円	★配偶者	★ 子1	★ 子4	★子5	★孫3(孫	その他1	
各人の課税金額		68,000	10,000	37,000	13,000	2,000	5,500	500	
各人の相続税額		18,040	2,652	9,815	3,448	530	1,459	132	
実際の納付税額		15,413	0	9,815	3,448	530	1,459	159	
実効税率		22.7%	0.0%	26.5%	26.5%	26.5%	26.5%	31.8%	
換金性資産額		26,000	12,000	5,000	1,000	2,000	5,500	500	
納税資金不足額		7,264	0	4,815	2,448	0	0	0	
不足額を補う 生命保険金額		10,954	0	7,370	3,583	0	0	0	
財産を全て残す為の 生命保険金額		24,766	0	15,748	5,533	851	2,341	291	
※単位金額(千円・万円)	〉未満は切り	り捨てて表示しているた	とめ、それぞれの金額を	を合計した金額が合計	+額と一致しない場合た	があります。			
生前贈与による税額比較 →→ → 1 分割した財産での遺留分の侵害額を計算をする 遺留分侵害額									
二次相続の簡易計算 > 2 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例 相続税の納税猶予									
分割情報へ戻る		📄 印刷		配偶者	の遺族生活資金	の過不足につい	で配偶者の遺	族生活資金	
※このご案内に記載の情報 ※このご案内は、2015年 ※また、概算による目安で	镧よ、法律。 ○7月1日現 すので、金	上または税務上の助言 在の税制および情報に 額等を保証することは	ではありません。※こ 基づいており、今後、『 できません。個別の試	のご案内をもって専門 制度内容が変更されれ 算は必ず税理士等に	門家の助言に代えるこ。 5場合があります。 ご相談ください。	とはできません。			

Copyright (C) 2014-2016 shaft Inc. All rights reserved.

3 4 5

ステップ5-2

①生前贈与による税額比較

ここでは、これから実行する生前贈与によって軽減される相続税額の計算ができます。基礎控除(110 万円)を上回る贈与を実行した場合には、軽減される相続税額と贈与税合計の合計額(納税額計)と 実効税率も表示されます。

生前贈与による税額比較								
贈与する人数	1人 うち20歳	以上の直系卑属の人数	人 0					
贈与する金額	150 万円	贈与する期間	3 年					
累計贈与額	450万円							
贈与税合計	12万円	実効税率	2.7%					
贈与を使用した場合の比較	交							
◆贈与を使用しない場合(相続税のみ)							
相続財産額	68,000万円	納付税額	15,413万円					
		実効税率	22.7%					
◆贈与を使用する場合(相	続税+贈与税)							
相続財産額	67,550万円	相続税額	15,252万円					
贈与額合計	450万円	贈与税合計	12万円					
		納付税額計	15,264万円					
		実効税率	22.4%					
※贈与を使用した場合の相議税額は前に入力した取得財産割合にて計算しています。 ※この「生前贈与による税額比較」面面は印刷されません。 閉じる								

②二次相続の簡易計算

配偶者自身の現在所有する財産(一次相続で取得する以外の財産)の入力が可能ですから、より正確な二次相続額の計算ができます。

:相続の簡易計算		
ー次相続での配偶者の相続財産分	15,000	0万円
ー次相続において配偶者が「死亡退職金もしくは生命将 場合には、実際に受取った死亡退職金額・生命保険金額	保険金に関する非課税枠」(領を加算しています。	の適用を受けている
二次相続においては「小規模宅地の特例」が適用されな 適用できない場合には、課税財産が増加する可能性がお 小規模宅地の特例が適用できない場合には、配偶者自 してください。	ないケースがあります。 あります。 1身の現在所有する財産に	、評価減分を加算
配偶者自身の現在所有する財産	10,000	万円
◆二次相続		
相続財産総額 25,000万円	二次相続税額	1,290万円
	一次相続税額	15,413万円
	in the second	

Copyright (C) 2014-2016 shaft Inc. All rights reserved.

ステップ5-3

③遺留分侵害額

遺留分侵害額の計算は相続税額の計算とは異なり、民法上の遺産分割に係る財産額で計算しますの で、土地・建物の入力については小規模宅地の評価減(居住地・事業用・貸家建付地)前の時価を入 力して下さい。

平成27年度税制改正対応版				📄 トップ	🧾 デー:	タ読込み	📄 デー	タ保存 🤤 クリフ	7 🔅 単位設定
遺留分侵害額									
財産の種類	合計: 万円	★配偶者	★子1	★ 子•	4	★子5	3	★孫3(孫	その他1
自宅用の土地・建物	11,000	11,000							
(相続税評価額)	3,000	3,000	0		0		0	0	0
事業用の土地・建物	12,000	0	0	12,	000		0	0	0
(相続税評価額)	12,000	0	0	12,	000		0	0	0
その他の土地・建物	0	0	0		0		0	0	0
(相続税評価額)	0	0	0		0		0	0	0
上記以外の財産額 🕕	46,000	0	37,000	1,	000	2,0	00	5,500	500
生前贈与額	0	0	0		0		0	0	0
相続+贈与	69,000	11,000	37,000	13,	000	2,0	00	5,500	500
遺留分額	34,500	17,250	3,450	3,	450	3,4	50	6,900	0
遺留分侵害額	9,100	6,250	0		0	1,4	50	1,400	0
相続税の結果へ戻る	※土地・建物の入力に ※「上記以外の財産数	こついて:小規模宅地の評 町には、「▲信入金等」も	F価減(居住用・調 含まれます。	i業用·貸家建	付地)前の	時価を入力し	<u>र(ह</u> व)	10	
このご案内に記録の精髄は、法律上または税務上の助言ではありません。※このご案内をもって専門等の助言に代えることはできません。 このご案内は、2015年7月1日現在の税制たよび精髄に基づいており、今後、制度内容が変更される場合があります。 また、概算による日安ですので、金額等を採証することはできません。値別の紙算は必ず税理士第にご相談(ださい。									

④相続税の納税猶予

相続財産の一覧_自社株(出資額評価)の項目に入力いただいた情報により、猶予される税額と実際 の納税額の計算結果が表示されます。入力時に後継者に指定していただいた方を、ステップ4の「相 続財産の分割情報」入力時に自社株(出資評価額)を相続されるように入力しなければ、計算結果が 表示されませんので、ご注意ください。

平成27年度税制改正対応版				📄 トップ	📄 デー:	対読込み 🔡	データ保存 🛛 🥥 クリ	ア 🏠 単位設定	
相続税の納税猶予	*	印は法定相続人です。							
	合計額: 万円	★配偶者	★ 子1	★子	4	★子5	★孫3(孫	その他1	
各人の納付税額	15,413	0	9,815	5 3	,448	530	1,459	159	
猶予される税額	6,928	0	6,928	3	0	0	0	0	
猶予後の相続税額	8,485		2,887		,448	530	1,459	159	
※単位金額(千円・万円)未満は	切り捨てて表示しているた	め、それぞれの金額を含	合計した金額が	合計額と一致	しない場合力	があります。			
納税猶予の対象とな	る株式数は…		約	内税が猶予	うされる	相続税額は・			
[A]後継者が相続時に	取得する株式数	320,00	0株	後継者				★ 子1	
[B]後継者が相続前か	ら所有する株式数		0株	後継者の林	目続税額			9,815万円	
[C]発行済株式総数		5,000,00	0株	特例の適用	用を受ける	る自社株のみれ	を相続した場合の	相続税額	
(A+B)<(C×2∕3)	の場合 後継者が林	目続した株式数[A]						8,134万円	
(A+B)≧(C×2/3)	の場合 発行済株	式総数の3分の2た	から	特例の適用	用を受ける	6自社株20%	のみを相続した場	合の相続税額	
	後継者が 株式を引い	泪続前から所有す∘ いた数 [C]×2∕3	る 3-[B]					1,206万円	
納税猶予の対象となる	5株式数	320,00	0株	納税が猶予	予される相	目続税額		6,928万円	
	」 (注意) 詳(11日間前中・由小企業内のカーナルページの修理十二字論時代だ出)。								
相続税の結果へ戻る									
※このご案内に記載の情報よ、法「 ※このご案内は、2015年7月1日 ※また、概算による目安ですので、	≇上または税務上の助言 現在の税制および情報に 金額等を保証することは	ではありません。※この 巻づいており、今後、制」 できません。個別の試算)ご案内をもって 度内容が変更る [ま必ず税理士	「専門家の助言 される場合があ 等にご相談くだ	に代えること ります。 ざしぃ	とはできません。			

Copyright (C) 2014-2016 shaft Inc. All rights reserved.

⑤ 配偶者の遺族生活資金

基本情報の入力時の配偶者に関する質問「Q. 配偶者の遺族生活資金の過不足を求めますか?」で 「はい」をクリックし、「配偶者の生年月日」と「月間希望生活費」で入力した情報と「配偶者が相続する換 金性資産の合計額」により算出した金額が表示されます。ただし、配偶者は女性を想定し、配偶者の平 均余命は女性の平均余命で算出しております。また、遺族年金等の金額は考慮しておりません。

平成27年度税制改正対応版		📄 トップ	📥 データ読込み	🔛 データ保存	😂 クリア	🖨 単位設定
配偶者の遺族生活資金						
	配偶者が相続する換金性資産の合計	顏 12	,000万円			
	配偶者の納付税額		0万円	_		
	配偶者の今後の生活資金	16	,800万円	_		
	(月間希望生活費 50万円 ×12×	配偶者の	平均余命年数	28 年)		
	※平均余命	は「平成25年	簡易生命表」より算出し	、ております。		
	配偶者の今後の生活資金の不足額		4,800	万円		
			相続税の結	課へ戻る		
※このご案内に記載の情報は、法律上 ※このご案内は、2015年7月1日現か	とまたは税務上の助言ではありません。※このご案内をもって	専門家の助き	割に代えることはできま みります。	せん。		
※また、概算による目安ですので、金額	通券を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士	等にご相談く	5ð. 1.			

印刷①

印刷は、「各人の相続税額および財産をすべて残すための生命保険金額」画面(【ステップ5】参照)内の [印刷]ボタンから行ないます。

印刷設定では、表紙に印刷される項目(担当者情報)の設定ができます。



印刷2

「印刷設定」画面で入力した担当者情報を保存しておきますと、印刷する度に入力することなく、 読込みを行うことで担当者情報を設定することができます。 保存できる項目は、次の6項目です。

・会社名
 ・支社所在地1
 ・支社電話番号
 ・支社名
 ・支社所在地2
 ・担当者

お客様の名前と作成日は、保存されませんので入力が必要となります。



●設定保存

[設定保存]ボタンをクリックすると、ファイルの保存場所を指定するダイアログボックスが表示されます。ファイルの場所やファイル名を指定して[保存]をクリックしてください。

ファイル名(<u>N</u>):	cfg×ml	-	保存(<u>S</u>)
ファイルの種類(工):	すべてのファイル (*.*)		キャンセル

なお、ファイル名の初期値は「cfg.xml」または「cfg」と表示されますので、ファイル名を担当者の 名前など(例:「担当者(大阪花子)の設定情報.xml」または「担当者(大阪花子)の設定情報」) に変更して保存されることをお勧めします。

●設定読込み

[設定読込み]ボタンをクリックすると、読込むファイルを指定するダイアログボックスが表示されます。 ファイルの場所やファイル名を指定して[開く]をクリックしてください。

ファイル名(<u>N</u>):	担当者(大阪花子)の設定情報×ml	開((_))
ファイルの種類(工):	すべてのファイル (**)	 キャンセル

注意:

保存されたファイル名(xmlファイル)をダブルクリックなどで直接開くことはできません。印刷設定の読 込みは、必ず、[設定読込み]から行ってください。 また、上記の[設定保存]ボタンで保存されたファイルを指定してください。

印刷③

「印刷設定」画面の[印刷開始]ボタンをクリックすると、プリンタ設定のダイアログボックスが表示されます。 必ず、「用紙の向き」を[横]に設定してから印刷を行ってください。

62	3,000 10,0	000	37,000	13,000		2,000	
	印刷設定						_
18	実统一印刷される酒	8					
_	変成に「小畑」(そう)相						-
15	お客様の名前	大阪 太郎					
2	作成日	2016年(平	成28年) 🛛 🔻	1月 🛛 🔻	21日	•	
_	会社名	シャフト				-	
20	支社名	中津支社					
2	支社所在地1	大阪市北区					
	支社所在地2	中津					
10	支社電話番号	06-1234-5	678				
24	担当者	大阪 花子					
て表		*ブ	りンタの設定で[]	用紙の向き]を「横」	にしてくだ	さい。	
較	設定読込み	定保存		キャンセル	EDB	開始	する

印刷されるページ

- ・表紙
- ・被相続人の家族構成図
- ・相続財産の一覧
- ・相続財産の分割情報
- ・各人の相続税額および財産を全て残すための生命保険金額
- ·遺留分侵害額
- ・相続税の納税猶予(*)
- ・配偶者の遺族生活資金(*)

(*)それぞれの数値が入力された場合のみ印刷されます。

※印刷される枚数は、家族構成や相続人の人数などによって異なります。

印刷結果例①

この機会に考えてみましょう!! あなたとご家族の相続のこと シミュレーション結果 大阪 大郎 様
シミュレーション結果 大阪 大郎 様
大阪大郎 様
作成日: 2016年1月21日
シャフト
中津支社
大阪市北区
中津
TEL: 06-1234-5678
担当者: 大阪 花子



財産の種類	評価額の参考	評価額	
自宅用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	3,000万円	自社株(出資評価額)
事業用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	12,000万円	1株あたりの評価額 1,000F
その他の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	0万円	被相続人の将株数 320,000枚 評価額合計 32,000万円
自社株(出資評価額)		32,000万円	
上場株式・有価証券	当月を含む直近3ヶ月での 最安値×保有株式数の合計額	4,000万円	死亡退職金
預貯金	解約時手取金額	10,000万円	非課税金額※ 2,500万円
死亡退職金	予定されている死亡退職金	5,500万円	評価額合計 5,500万円 ※非課程金額=500万円×法定相続人の数(5人)
生命保険金	契約者・被保険者が被相続人で 保険金受取人が相続人である契約	1,500万円	
自社法人への貸付金		0万円	生命保険金
その他の財産	財産一式のおよその価額。宝石・貴金属・ 絵画など、ゴルフ会員権は時価の7割。	0万円	受取金額合計 4,000万円 非理彩金額※ 2,500万円
▲借入金等	被相続人個人の債務残高(被相続人が連帯保証 している保証債務残高は除く)	0万円	評価額合計 1,500万円
	合計 6	8,000万円	※非課程金額=500カ円×法定相秘人の数(5人)

Copyright (C) 2014-2016 shaft Inc. All rights reserved.

2/7

印刷結果例②

財産の種類	評価額:万円	★配偶者	★子1	★子4	★子5	★ 茶3 (孫養子	印は法定相続人です ・子2後の他1
自宅用の土地・建物	3,000	3,000	0	0	0	0	0
事業用の土地・建物	12,000	0	0	12,000	0	0	0
その他の土地・建物	0	0	0	0	0	0	0
自社株(出資評価額)	32,000	0	32,000	0	0	0	0
上場株式・有価証券	4,000	0	0	0	0	4,000	0
預貯金	10,000	0	5,000	1,000	2,000	1,500	500
死亡退職金	5,500	5,500	0	0	0	0	0
生命保険金	1,500	1,500	0	0	0	0	0
自社法人への貸付金	0	0	0	0	0	0	0
その他の財産	0	0	0	0	0	0	0
▲借入金等	0	0	0	0	0	0	0
合計(課税金額)	68,000	10,000	37,000	13,000	2,000	5,500	500

たまます。 ※このご案内に記載の情報は、法律上または税務上の助言ではありません。※このご案内をもって専門家の通言に代えることはできません、 ※このご案内は、2016年7月1日現在の税制および情報に基づいており、今後、制度が特が発望される場合があります。 ※また、税募による目空ですので、金融等を経営することはできません、創成の資料はお予想型に手にご利用くたさい。

	合計額:万円	★配偶者	★子1	★子4	★子5	★ ★孫3(孫養子	印は法定相続人です ・子2巻の他1
 		10,000	37,000	13,000	2,000	5,500	500
課税遺産総額	に対する割合	14.7%	54.4%	19.1%	2.9%	8.0%	0.7%
		in the					
各人の相続税額	18,040	2,652	9,815	3,448	530	1,459	132
実際の納付税額	15,413	0	9,815	3,448	530	1,459	159
実効税率	22.7%	0.0%	26.5%	26.5%	26.5%	26.5%	31.8%
換金性資産額	26,000	12,000	5,000	1,000	2,000	5,500	500
納税資金不足額	7,264	0	4,815	2,448	0	0	0
不足額を補う生命保険金額	10,954	0	7,370	3,583	0	0	0
財産を全て残すための 生命保険金額	24,766	0	15,748	5,533	851	2,341	291

※単位金額(千円・万円)未満は切り捨てて表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。

3/7

は変事項 ※このご案内に記載の情報は、法律上または税務上の助言ではありません。※このご案内をもって専門家の通言に代えることはできません。 ※このご案内は、2015年7月1日現在の税制および情報に基づいており、今後、創造が特が変更される場合があります。 ※また、税算による目空ですので、金物学を経証することはできません、例知の課具は多学税理工号にご非満ください。

遺留分侵害額							27年度税制改正対
財産の種類	合計額:万円	★配偶者	★ 子1	★子4	★子5	★ ★孫3(孫養子	^{申は法定相続人です。} ・子2巻の他1
自宅用の土地・建物	11,000	11,000	0	0	0	0	0
目続税評価額	3,000	3,000	0	0	0	0	0
『業用の土地・建物	12,000	0	0	12,000	0	0	0
目続税評価額	12,000	0	0	12,000	0	0	0
の他の土地・建物	0	0	0	0	0	0	0
目続税評価額	0	0	0	0	0	0	0
:記以外の財産額	46,000	0	37,000	1,000	2,000	5,500	500
上前贈与額	0	0	0	0	0	0	0
目続+贈与	69,000	11,000	37,000	13,000	2,000	5,500	500
實留分額	34,500	17,250	3,450	3,450	3,450	6,900	0
費留分侵害額	9,100	6,250	0	0	1,450	1,400	0

4/7

北京学校 ※このご案内に記載の増替は、法律上または視聴しの第言ではありません。※このご案内をもって専門部の回言に代えることはできません。
 ※このご案内は1、2015年7月1日現在の裁制さよび情報に基づいており、今後、制度内容が変更される合があります。
 ※よこ、戦制による19まですので、金融学校にすることはできません。
 朝のは数目は分子規連上寺にご相関ください。

Copyright (C) 2014-2016 shaft Inc. All rights reserved.

5/7

印刷結果例③

	合計額:万円	★配偶者	★子1		★子4	★子5	★孫3(孫養子	子2巻の他1
各人の納付税額	15,413	0	9,8	815	3,448	530	1,459	159
首予される相続税額	6,928	0	6,9	28	0	0	0	0
酋予後の相続税額	8,485	0	2,8	887	3,448	530	1,459	159
猶予対象となる株式萎	女は…			#	納税が猶予される	相続税額は・		
A 後継者が相続時に見 B 後継者が相続時から C 発行済株式総数 (A+B) < (C×2/3)の場合	 ス得する株式数 5所有する株式数 合 後継者が相対 合 発行済株式料 者が相続的 いた株式数 	32 5,000 続した株式数 [J 総数の3分の2本 から所有する株 [Cx2/3-B1	0,000株 0株 0,000株 A] から後継 式数を引	4	後継者 後継者の相続税額 特例の適用を受ける 特例の適用を受ける	自社株のみを 自社株20%の	目続した場合の相 みを相続した場合	★子1 9,815万円 応税額 8,134万円 の相続税額 1,206万円
納税猶予の対象 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	いた株式数 となる株式数 における経営の承継のP	[C×2/3-B] 320,000 円滑化に関する法律 る必要があります。)株 」に基づき、	会社。	納税が猶予 ; の要件、後継者(被相続	される相続税 人)の要件、先作	額 6,92 注意者(被相続人)	8万円 の要件を満たして

配偶者が相続する換金性資産の額	12,000万円	
配偶者の納付税額	0万円	
配偶者の今後の生活費	16,800万円	
月間希望生活費 50万円 ×12ヶ月×配偶者の ※平均余命年数は「平成25年簡易)平均余命年数 28年 9生命表」より算出しております。	
配偶者の今後の生活資金の不足額	4,800万円	

データ保存とデータ読込み

入力したデータ(基本情報や相続財産など)の保存、保存したデータの読込みは、画面上部にあるボタンを クリックします。

ファイル名(<u>N</u>):	newFilexml
ファイルの種類(工):	すべてのファイル (**) ・ キャンセル
お客様の名前など(をお勧めします。	初期値は「newFile.xml」または「newFile」と表示されますので、ファイル名 (例:「大阪太郎さま.xml」または「大阪太郎さま」)に変更して保存されるこ
お客様の名前など(をお勧めします。 一夕読込み	初期値は「newFile.xml」または「newFile」と表示されますので、ファイル名 (例:「大阪太郎さま.xml」または「大阪太郎さま」)に変更して保存されるこ
お客様の名前など(をお勧めします。 ータ読込み データ読込み]ボタン ミす。ファイルの場所	初期値は「newFile.xml」または「newFile」と表示されますので、ファイル名 (例:「大阪太郎さま.xml」または「大阪太郎さま」)に変更して保存されるこ ンをクリックすると、読込むファイルを指定するダイアログボックスが表示: 所やファイル名を 指定して[開く]をクリック してください。
お客様の名前など(をお勧めします。 一夕読込み データ読込み]ボタン 「データ読込み]ボタン 「ファイルの場所	初期値は「newFile.xml」または「newFile」と表示されますので、ファイル名 (例:「大阪太郎さま.xml」または「大阪太郎さま」)に変更して保存されるこ ンをクリックすると、読込むファイルを指定するダイアログボックスが表示: 所やファイル名を 指定して[開く]をクリック してください。

保存されたファイル名(xmlファイル)をダブルクリックなどで直接開くことはできません。データの読込みは、必ず、[データ読込み]ボタンから行ってください。 また、上記の[データ保存]ボタンで保存されたファイルを指定してください。

単位設定

本ソフトでは、金額の入力および表示単位を万円と千円に切り替えることができます。

				\mathcal{T}	
▶ 「単位設定 」ボタンを [/]	フリックすると単位も	辺り替えのた	めの画面が	▼ 表示されます。	
╵╏┿座欧┍╏╓╭╱⋲╭	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		2021回回12.	x~~C16690	
単位語	 定				
	0				

● 単位設定が[**万円**]の場合

財産の種類	評価額: 万円	★配偶者
自宅用の土地・建物	3,000	3,000
事業用の土地・建物	12,000	0
その他の土地・建物	0	0
自社株(出資評価額)	32,000	0
上場株式·有価証券	4,000	0
預貯金	10,000	0
死亡退職金	5,500	5,500
生命保険金	1,500	1,500

● 単位設定が[千円]の場合

財産の種類	評価額:千円	★配偶者
自宅用の土地・建物	30,000	30,000
事業用の土地・建物	120,000	0
その他の土地・建物	0	0
自社株(出資評価額)	320,000	0
上場株式·有価証券	40,000	0
預貯金	100,000	0
死亡退職金	55,000	55,000
生命保険金	15,000	15,000

入力情報のクリア

入力情報をすべて削除し、初期状態から始めたい場合は、画面上部にあるボタンをクリックします。

📄 トップ	📄 データ読込み 📲 データ保存 🥥 クリア 🗱 単位設定	
[クリア]ボタンを	クリックすると、確認メッセージが表示されます。	
	データクリア	
	入力したデータを消去してトップに戻りますか?	
	しまい いいえ	
[はい]をクリック	すると、入力された情報はすべて削除され、「トップ画面」に戻ります。	

